

令和3年度 第12回 琴浦町農業委員会総会議事録

日 時	令和4年3月10日（木） 午後2時30分			
場 所	琴浦町役場分庁舎 多目的ホール			
出席委員 (13人)	1番 久米 繁好	2番 潮 智博	3番 村上 隆	4番 川崎 康晴
	5番 福本 正博	6番 三浦 勝美	7番 石賀 英男	8番 伊藤 英之
	9番 中本 敏彦	10番 丸山 環	11番 足立 紀美世	12番 前田 正秀
	13番 福田 昌治			
欠席委員 (0人)				
出席推進委員 (11人)	北中 善隆	遠藤 一夫	池山 晃広	三嶋 邦彦
	松本 芳己	桑本 慎吾	幅田 高広	入江 敏朗
	澤田 光秋	石賀 昭則	河上 幸徳	
欠席推進委員 (1人)	小前 茂雄			
事務局	事務局長 山根 伸一、補佐 毎田 陽子、係長 高塚 泰子			
提案議案	議案第46号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第47号 非農地証明申請について 議案第48号 農用地利用集積計画の決定について 議案第49号 農用地利用配分計画（案）に対する意見について 議案第50号 非農地証明事務取扱要領の制定について（追加議案）			
報告事項				

<p>議長 全員 議長 事務局</p>	<p>定刻になりましたので、ただ今より令和3年度 第12回琴浦町農業委員会総会を開催します。</p> <p>初めに農業委員会憲章の唱和を行います。 (農業委員会憲章の唱和)</p> <p>成立宣言を事務局にお願いします。</p> <p>ただ今の出席委員は13名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、令和3年度 第12回琴浦町農業委員会総会が成立したことを報告します。なお、推進委員の欠席者は小前委員です。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>議事録署名委員の指名ですが、3番 村上委員、4番 川崎委員にお願いします。</p> <p>それでは議事に入ります。議案第46号 農地法第3条の規定による許可申請について 事務局の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>1ページをご覧ください。議案第46号 農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めます。</p> <p>申請番号38番 農地の所在 大字下伊勢[REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積3,487㎡。申請地は外に2筆あり、3筆の合計面積は6,285㎡になります。譲渡人、譲受人はいずれも琴浦町内の個人です。権利の区分は所有権移転、申請事由は売買になります。</p> <p>本案件は、譲渡人と譲受人双方の協議によって申請地を売買することになり申請をされたもので、農地取得後は野菜を耕作される予定です。</p> <p>売買価格は3筆全体で[REDACTED]円、10a当りでは約[REDACTED]円になります。</p> <p>申請番号39番 農地の所在 大字美好[REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに畑、面積308㎡。譲渡人、譲受人はいずれも琴浦町内の個人です。権利の区分は所有権移転、申請事由は売買になります。</p> <p>本案件の申請地は、南側と東側が譲受人世帯の所有する農地と隣接していて、さらに北側の山林と西側の道路とはかなりの高低差があるために、隣接農地からでなければ進入ができない構造となっています。本案件は、そういった理由から申請地を売買することになり申請をされたもので、農地取得後は果樹栽培をされる予定です。</p> <p>売買価格は1筆全体で[REDACTED]円、10a当りでは約[REDACTED]円になります。</p> <p>譲受人の耕作面積は下限面積を下回っていますので、本来であれば農地を取得するための資格要件を満たしていませんが、先程も説明をしましたように、申請地は譲受人のほかには耕作が見込めない立地条件となっています。したがって、「位置、面積、形状等が隣接する農地と一体と</p>

して利用しなければ利用することが困難と認められる農地につき、当該隣接する農地を現に耕作の事業に供している者が権利を取得すること。」という、農地法施行令第2条第3項第3号で定める相当の事由に該当することから、不許可の例外として許可相当と判断されるものと考えます。

申請番号40番 農地の所在 大字三本杉[REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積723㎡。譲渡人、譲受人はいずれも琴浦町内の個人です。権利の区分は所有権移転、申請事由は売買になります。

本案件は、譲渡人と譲受人が利用権設定で貸借している申請地を、双方の希望によって売買することになり申請をされたもので、農地取得後はこれまでと同様に飼料稲を耕作される予定です。

売買価格は1筆全体で[REDACTED]円、10a当りでは約[REDACTED]円になります。

申請番号41番 農地の所在 大字三本杉[REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積348㎡。譲渡人、譲受人はいずれも琴浦町内の個人です。権利の区分は所有権移転、申請事由は売買になります。

本案件は、譲渡人と譲受人が利用権設定で貸借している申請地を、双方の希望によって売買することになり申請をされたもので、農地取得後はこれまでと同様に飼料稲を耕作される予定です。

売買価格は1筆全体で[REDACTED]円、10a当りでは約[REDACTED]円になります。

申請番号42番 農地の所在 大字三本杉[REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積635㎡。譲渡人、譲受人はいずれも琴浦町内の個人です。権利の区分は所有権移転、申請事由は売買になります。

本案件は、譲渡人と譲受人が利用権設定で貸借している申請地を、双方の希望によって売買することになり申請をされたもので、農地取得後はこれまでと同様に飼料稲を耕作される予定です。

売買価格は1筆全体で[REDACTED]円、10a当りでは約[REDACTED]円になります。

申請番号43番 農地の所在 大字出上[REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積390㎡。譲渡人、譲受人はいずれも琴浦町内の個人です。権利の区分は所有権移転、申請事由は売買になります。

本案件は、譲渡人の希望によって申請地を売買することになり申請をされたもので、農地取得後は水稻を耕作される予定です。

売買価格は1筆全体で[REDACTED]円、10a当りでは約[REDACTED]円になります。

申請番号44番 農地の所在 大字別宮[REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積416㎡。譲渡人は琴浦町内の個人、譲受人は琴浦町外の個人です。権利の区分は所有権移転、申請事由は交換になります。

<p>議長</p>	<p>本案件の申請地は、譲受人名義の水田の一部が地籍調査で譲渡人名義に分かれてしまったもので、周囲を譲受人の水田と河川に囲まれ、なおかつ道路に面していない状態であることから、譲受人以外には耕作が不可能な立地条件となっています。本案件は、そういった理由から申請地と譲受人が所有している山林を交換することになり申請をされたもので、農地取得後はこれまでと同様に水稻を耕作される予定です。</p> <p>譲受人の耕作面積は下限面積を下回っていますので、本来であれば農地を取得するための資格要件を満たしていませんが、先程説明をいたしましたように、申請地は譲受人のほかには耕作が見込めない立地条件となっています。したがって、「位置、面積、形状等が隣接する農地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地につき、当該隣接する農地を現に耕作の事業に供している者が権利を取得すること。」という、農地法施行令第2条第3項第3号で定める相当の事由に該当することから、不許可の例外として許可相当と判断されるものと考えます。</p> <p>以上の7件につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。</p> <p>事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。</p> <p>(質問等無し)</p> <p>質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>賛成多数ということですので、原案どおり許可することと決定いたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>続きまして議案第47号 非農地証明申請について 事務局の説明をお願いします。</p> <p>3ページから9ページをご覧ください。議案第47号 非農地証明申請について 農地法第2条第1項の規定による、農地でない旨の証明申請が下記のとおり提出されたので本委員会の許可を求めます。</p> <p>申請番号10番 農地の所在 大字松谷 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに畑、面積557㎡、判定地目 山林原野。利用状況については、「申請地は昭和50年頃まで耕作していたが、約40年以上耕作していない。現在は竹林が生い茂る原野となっている。」というものになります。所有者、申請人はいずれも琴浦町内の個人です。</p> <p>非農地証明の対象とする土地については、鳥取県が平成5年に判断基準を定めています。本案件は、「耕作不適など、やむを得ない事情によって長期間耕作放棄されたため自然かい廃した土地で、農地への復旧が困難な土地」に該当するものと考えます。</p> <p>申請地は農用地区域外に位置している土地で、約40年前から耕作放</p>

棄されていたために荒廃が進み、現状では農地への復旧が困難であるとみられることから、非農地として取り扱っても農地行政上特に支障はないと判断しました。

申請番号11番 農地の所在 大字出上[REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに畑、面積2,363㎡、判定地目 山林原野。利用状況については、「平成15年頃まで梅を収穫していたが、以降手入れする者がおらず農地として管理できなくなった。現在は人の背丈以上の雑草や竹が繁茂している。」というものになります。所有者、申請人はいずれも琴浦町内の個人です。

なお備考欄に記載してありますように、申請地は今年度の農地利用状況調査においてB分類と判定され、非農地判断候補農地となっています。

非農地証明の対象とする土地については、鳥取県が平成5年に判断基準を定めています。本案件は、「耕作不適など、やむを得ない事情によって長期間耕作放棄されたため自然かい廃した土地で、農地への復旧が困難な土地」に該当するものと考えます。

申請地は農用地区域外に位置している土地で、約20年前から耕作放棄されていたために荒廃が進み、現状では農地への復旧が困難であるとみられること、農地利用状況調査でB分類と判定されていることなどから、非農地として取り扱っても農地行政上特に支障はないと判断しました。以上です。

現地確認の報告をお願いします。

3月1日に河上委員、毎田補佐、私の3名で現地確認を行いました。

申請番号10番について報告します。申請地は上赤碕部落の北側に位置する竹が生い茂っている土地で、東側は芝畑、南側は竹林、北側と西側は法面と農道に接しています。耕作をやめてから40年以上が経過しているということで、現在は完全に竹林となっていましたし、農用地区域外に位置しているということですので、非農地と判断しても問題はないと感じました。

ただし、現地には使用されているコンクリート製の水路が設置してありましたので、詰まったりすることがないように適切な管理をお願いしたいと思います。

申請番号11番について報告します。申請地は大石部落の北西に位置する竹や雑木が生い茂っている土地で、東側と北側は水路、南側はぞうじ畑、西側は勝田川に接しています。梅の栽培をやめられてから約20年間も農地として管理されてなかったということで、現在の状態から農地に戻すことは難しいと考えられますし、農地パトロールでもB判定となっているということですので、非農地と判断しても問題はないと感じました。以上です。

事務局の説明及び現地確認の報告が終わりましたが、皆さんの方で何

議長
久米委員

議長

事務局	<p>か質問等があればお願いします。</p> <p>(質問等無し)</p> <p>質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>賛成多数ということですので、原案どおり許可することと決定いたします。</p> <p>続きまして議案第48号 農用地利用集積計画の決定についてですが、関係委員の久米委員、松本委員は退席をお願いします。</p> <p>(久米委員、松本委員の退席を確認)</p> <p>議案第48号 農用地利用集積計画の決定について 事務局の説明をお願いします。</p> <p>10ページをご覧ください。議案第48号 農用地利用集積計画について 次のとおり農用地利用集積計画を定めたいので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により本委員会の決定を求めます。権利種別は賃貸借権設定になります。</p> <p>申請番号107番 農地の所在 大字槻下[REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに畑、面積1,233㎡。利用権の種類は賃貸借権、貸付人、借受人はいずれも琴浦町内の個人です。10a当りの借賃は[REDACTED]円、始期は令和4年3月11日、終期は令和7年3月10日、期間は3年間で新規、内容は野菜となっています。</p> <p>10ページの申請番号108番から、40ページの申請番号213番までの外53件についてはご覧のとおりです。</p> <p>41ページをご覧ください。権利種別は使用貸借権設定になります。</p> <p>申請番号155番 農地の所在 大字別所[REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積2,046㎡。利用権の種類は使用貸借権、貸付人、借受人はいずれも琴浦町内の個人です。10a当りの借賃は無償、始期は令和4年3月11日、終期は令和9年3月10日、期間は5年間で新規、内容は野菜となっています。</p> <p>41ページの申請番号156番から、67ページの申請番号219番までの外47件についてはご覧のとおりですが、申請番号165番は欠番となっています。</p> <p>なお、農地中間管理事業等により農業農村担い手育成機構に貸し出す農地の申請は、賃貸借権設定が68ページの申請番号198番から70ページの申請番号203番までの6件、使用貸借権設定が71ページの申請番号204番から72ページの申請番号207番までの4件となっています。</p> <p>73ページをご覧ください。権利種別は所有権移転になります。</p> <p>申請番号18番 農地の所在 大字別宮[REDACTED]、登記簿地目、</p>
-----	--

	<p>現況地目ともに田、面積938㎡。譲渡人は琴浦町外の個人、譲受人は琴浦町内の個人です。利用目的は水稻、売買価格は1筆全体で■■■■円、10a当りでは約■■■■円になります。移転時期、引渡時期はともに令和4年3月31日となっています。</p> <p>申請番号19番 農地の所在 大字金屋■■■■、登記簿地目、現況地目ともに畑、面積1,429㎡。申請地は他に2筆あり、3筆の合計面積は6,411㎡になります。譲渡人は琴浦町内の個人、譲受人は琴浦町内の農地所有適格法人です。利用目的は飼料、売買価格は3筆全体で■■■■円、10a当りでは約■■■■円になります。移転時期、引渡時期はともに令和4年3月31日となっています。</p> <p>以上の農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。</p> <p>(三浦委員より挙手あり)</p>
三浦委員	<p>申請番号126番について質問します。この借受人は野菜などを主に耕作されている方だと思いますが、作物は飼料で正しいのでしょうか。</p>
事務局	<p>飼料米を耕作されることになっています。</p>
三浦委員	<p>分かりました。</p>
議長	<p>その他に何か質問等はありませんか。</p> <p>(質問等無し)</p>
	<p>質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。</p> <p>(挙手多数)</p>
	<p>賛成多数ということですので、原案どおり許可することと決定いたします。</p> <p>(久米委員、松本委員の復帰を確認)</p>
事務局	<p>続きまして議案第49号 農用地利用配分計画(案)に対する意見について 事務局の説明をお願いします。</p>
	<p>74ページをご覧ください。議案第49号 農用地利用配分計画(案)に対する意見について 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づき、農用地利用配分計画(案)に対する意見を求めます。</p>
	<p>整理番号1番 権利の設定を受ける者は琴浦町内の個人です。土地の所在地 琴浦町大字八幡■■■■、現況地目 田、面積574㎡。申請地は他に5筆あり、6筆の合計面積は8,151㎡になります。権利の種類は賃貸借権、権利の内容は水田、契約期間は5年間、開始年月日は令和4年3月14日、終了年月日は令和9年3月31日、10a当りの賃借料は■■■■円となっています。</p>

<p>議長</p>	<p>75ページの整理番号2番から、76ページの整理番号4番についてはご覧のとおりです。以上です。</p> <p>事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。</p> <p>(質問等無し)</p> <p>質問等が無いようですので、原案どおり提出することと決定いたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>続きまして追加議案第50号 非農地証明事務取扱要領の制定について事務局の説明をお願いします。</p> <p>別冊の議案をご覧ください。追加議案第50号 非農地証明事務取扱要領の制定について このことについて別紙のとおり定めたいので、本委員会の決定を求めます。</p> <p>議案の説明に入る前に、この事務取扱要領を制定することになった経緯について説明をさせていただきます。</p> <p>委員の皆さんも記憶をされていると思いますが、昨年11月総会に提出された非農地証明申請において、判断が難しいという意見が多くあったことから審議保留とし、翌月の12月総会で改めて審議を行うことになった案件がありました。11月下旬に経営支援課の方にも来ていただき、現地調査を行った後で農地委員会を開催し、アドバイスを受けながらその場で意思決定をした上で、最終的には不許可と決定するということになりましたが、琴浦町農業委員会では不許可と決定した案件がなかったことから、手探りの状態で事務処理を行うこととなってしまいました。</p> <p>その際に、他市町村の農業委員会が制定している事務取扱要領を参考に事務を執り行ったことから、事務処理をスムーズに行えるように琴浦町農業委員会でも要領を定めることとなり、経営支援課の方に内容を指導していただいた上で要領の原案を作成し、その原案が本日の総会に先立って行われた農地委員会で承認されましたので、この場で追加議案として提案をさせていただくことになりました。</p> <p>それでは議案の説明に入りたいと思います。</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この要領は、農地法(昭和27年法律第229号)第2条第1項に規定する農地の対象とならない土地(以下「非農地」という。)に関して、申請者からの申出により交付する非農地証明書について、必要な事項を定めることにより農地行政の円滑化と法の適正な運用を図ることを目的とする。</p> <p>(非農地証明の対象とする土地)</p> <p>第2条 非農地証明の対象とする土地は、次に掲げる要件を全て満たしている土地とする。</p>

(1) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第10条第3項に規定する農業振興地域整備計画における農用地区域内の土地でないこと。

農用地区域内の土地とは、いわゆる「農振に入っている」土地のことで、農業の振興を図ることがふさわしいという位置づけであることから、非農地の対象にはしないということです。

(2) 農地法第51条の規定による処分に係る土地又は是正指導等の処分の対象の土地でないこと。

農地法第51条では、違反転用に対する処分について規定しています。許可を受けずに農地を転用した場合や、転用許可を受けた際の事業計画通りに転用していない場合には農地法に違反することとなり、工事の中止や原状回復を命令することができます。この規定に該当する農地は、非農地証明の対象にはしないということです。

(3) 次のアからカまでのいずれかに該当するものであること。ただし、非農地であることが具体的事実により明らかなものに限る。

ア 農地法の施行の日（昭和27年10月21日）より前から非農地であった土地

イ 自然災害等により、農地への復旧が著しく困難な土地

ウ 10年以上にわたり耕作放棄されたため、自然かい廃し、農地として利用するに当たって、人力又は農業用機械では耕起、整地等ができず、一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地であって、基盤整備事業その他農業的利用を図るための条件整備事業が計画されていないものうち、次のいずれかに該当する土地。ただし、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農林振興局長連盟通知）第4の（3）に規定する非農地判断を行うことができるものを除く。

(ア) 森林の様相を呈している等、農地に復元することが著しく困難な土地

(イ) 土地の周囲の状況から判断し、当該土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる土地

エ 農地法の施行の日以降に同法第4条第1項の規定による許可を受けず人為的に転用した土地のうち、転用の事実行為から既に20年以上経過しており、農地への復元が著しく困難で、かつ、農地行政上も特に支障がないと認められるもの

このアからエについては、「非農地証明の取扱いについて（平成5年4月16日付鳥取県農林水産部長通知）」で定められた、第1「非農地証明の対象にする土地」に記載された非農地の判断基準とほぼ同じものになります。

なお、毎年実施している農地パトロールでB分類に判定され、非農地

判断を行うことが適切な土地については、原則として非農地通知で処理することになりますが、申請者が速やかに地目変更登記を行いたい場合は、非農地証明での対応も可能とすることとします。

オ 農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第29条第1号に掲げる場合に該当するため、農地法第4条第1項ただし書の規定により転用された土地

これは、自分の農地を2 a 未満の農業用施設用地に転用した土地のことです。

カ アからオまでに掲げるもののほか、琴浦町農業委員会（以下「農業委員会」という。）が非農地であると認める土地

（証明書の申請）

第3条 非農地証明書の交付を受けすることができる者（以下「申請者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

（1）所有権の全部又は一部を有する者

（2）所有権の全部又は一部を有する者が死亡した場合におけるその者の相続人

（3）前2号に掲げる者に代わって申請を行う権限を有する者

（1）は土地所有者、（2）は土地所有者が亡くなっている場合に、その土地の相続権を有している人、（3）は所有者や相続人から委任を受けて申請をする人のことで、司法書士や行政書士、土地家屋調査士などがそれに該当します。

（非農地証明書の交付申請）

第4条 申請者は、非農地証明書の交付を受けようとするときは、非農地証明申請書（様式第1号）を琴浦町農業委員会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

これは現在の取り扱いと同じもので、申請書の様式は5ページに掲載してあります。

2 申請者は、非農地証明申請書に次に掲げる書類を添付するものとする。

（1）土地の位置を示す地図

（2）土地の登記事項証明書（非農地証明申請書の提出日前3ヶ月以内に発行された全部事項証明書に限る。）。)

（3）土地の公図の写し

この（1）から（3）については、これまでも必ず添付していただいているもので、これから説明する（4）から（9）については新たに追加したものになります。

（4）農地でなくなった時期を直接又は間接に証明する官公署等の発行する書類のある場合は、その書類

申請地にすでに建物が建っている場合を例として挙げると、建築した

年の記載のある課税評価証明書などの添付が必要となります。

植林を目的に転用許可を受けた場合については、苗木を植え終わった時点で転用事業自体は完了となりますが、植えたばかりの苗木は簡単に抜くことができるため、事業完了時点では土地の現況は農地と判断することになります。したがって植林をしてから5年以上が経過し、苗木が森林の状態に成長してから現況を山林と判断することになるため、転用許可書が官公署等の発行する書類に該当します。

(5) 土地改良区の受益地の場合は、土地改良区の意見書

申請地が土地改良区の受益地となっている場合は、水路等の施設が設置してある場合が多いことから、土地改良区の意見書の添付が必要となります。

(6) 申請者が推定相続人である場合は、戸籍全部事項証明書その他推定相続人であることを証する書類

申請者が、土地の相続権のある方だということを証明する書類が必要となります。

(7) 土地が共有地である場合、その他申請者が土地の全ての権利を有していない場合は、申請者が責任をもって対処する旨の確約書(様式第2号)

土地を複数名で所有していて、申請者以外に所有権のある方がおられる場合、申請者以外の方との間で非農地証明申請に関するトラブルが発生しないように、申請者が責任を持って対処しますという確約書が必要となります。様式は7ページに掲載してあります。

(8) 土地が遺産分割協議未了地である場合、その他申請者と納税管理人が異なる場合は納税管理人からの同意書

非農地証明の許可後、地目変更登記を行うと固定資産税の金額が変わる場合がありますので、申請のあった土地の遺産分けが完了していない場合や、申請者と納税管理人(町が固定資産税の納付を依頼する方)が異なる場合などにはトラブルに発展してしまう可能性もあると考えられることから、未然に防ぐために納税管理人の同意書が必要となります。

(9) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める資料
(交付の判定)

第5条 会長は、前条第1項の規定に基づく非農地証明申請書が提出された場合は、該当する土地の非農地化した原因、時期及び管理状況等についての現地調査を原則として農業委員会の事務局職員及び3名以上の委員に命じるものとする。

これは毎月の農家相談の後に行っている、総会議案に係る現地確認のことです。

2 前項の規定により現地調査を行った結果、疑義が生じたときは申請者及び会長が必要と認めた者に出頭を求め、事情を聴取することができ

る。

これは現地確認を行っても判断に迷う場合などは、申請者や関係者立ち会いのもとに現地調査を行うことができるという規定で、関係者として申請地周辺農地の耕作者、地区担当の農業委員や推進委員、県の農地法業務の担当職員などを想定しています。

3 交付の判定に当たっては、第2条各号に規定する土地であっても、当該土地が農業以外の用途に供されることによる周辺農地における営農条件の支障の有無について検討を行うものとする。

これは申請された土地の現況からみて、非農地として取り扱うのが相当だという場合であっても、周辺農地の営農に支障があると予想される場合には非農地と認めないことができるという規定になります。

(審議及び可否の決定)

第6条 非農地証明申請の可否については、前条の判定に基づき、農業委員会の総会において審議し、決定するものとする。

これは毎月の総会で行っているものです。

(非農地証明書の交付等)

第7条 会長は、前条の規定により審議した結果、該当する土地が非農地であると決定したときは、申請者に非農地証明(様式第3号)を交付するものとする。

2 該当する土地が非農地でないと決定したときは、非農地証明申請書に対する通知書(様式第4号)に非農地証明ができない理由を明記し、申請者に通知するものとする。

第1項についてはこれまでの取り扱いと同じで、様式は8ページに掲載してあります。

第2項については、農業委員会総会において非農地と認められない決定がされた場合の取り扱いで、通知書の様式は9ページに掲載してあります。昨年12月総会において、非農地証明願を不許可と決定した案件では、この通知書を申請者に交付しています。

(手数料)

第8条 前条第1項の規定により非農地証明書を交付する場合は、琴浦町手数料条例(平成16年琴浦町条例第59号)の規定により、申請者から手数料を徴収するものとする。

非農地証明は町の行政サービスの一つであることから、町の手数料条例で規定する手数料(1通につき300円)を徴収するというものです。

これは地方自治法の規定により、町が特定の者に対して提供する事務への対価として、手数料を徴収することが認められているため新たに定めたものです。

なお非農地通知については、農地法の規定に従って農業委員会が行うことが定められている事務であるため、手数料を徴収するということは

<p>議長</p>	<p>ありません。 (委任) 第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。 附則 この訓令は、令和4年4月1日から施行する。議案の説明は以上です。 事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。</p>
<p>川崎委員</p>	<p>(川崎委員より挙手あり) 第5条について質問します。条文の中に現地調査を事務局職員及び3名以上の委員に命じるとありますが、これまでは2名の委員で行っていたものを3名で行うことになるのでしょうか。</p>
<p>議長</p>	<p>この5条については、総会前に開催した農地委員会でも同様の質問がありました。もともと3名以上の委員で現地調査を行うと定められています。 これまでは、農家相談日に担当委員の方2名と事務局職員で現地調査を行ってもらっていますが、非農地と認めても良いか判断に迷った場合や何か問題がある場合などには、申請地の地区担当委員の方にも調査に加わってもらえば、3名以上の委員という要件を満たすことができると判断しました。</p>
<p>事務局</p>	<p>会長が言われるように、農業委員会法では3名以上の委員で現地調査を行うように規定されていますが、条文の中に原則としてという文言がありますので、そこをどのように考えるかということになると思います。ただし、問い合わせのあった段階で事務局の方でも現地確認を行っていますので、判断が容易にできる案件については現行のままで良いと考えますが、判断が困難な案件については地区担当委員の方にも参加していただき、委員3名以上の体制で現地調査を行うのが良いのではないかと考えています。</p>
<p>議長</p>	<p>ちなみに非農地通知対象農地の現地調査については、以前から委員3名以上の体制で行っています。</p>
<p>川崎委員</p>	<p>分かりました。</p>
<p>議長</p>	<p>その他に何か質問等はありませんか。 (前田委員より挙手あり)</p>
<p>前田委員</p>	<p>申請地が位置する地域を担当している委員として、こういった状態の場所に申請が出てきているのか把握しておく必要があると思いますので、判断が困難であるかどうかということとは関係なしに、常に地区担当委員も一緒に現地調査を行うようにしてはどうでしょうか。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいま前田委員の方から、どのような案件であっても地区担当委員の方も一緒に現地確認を行うのが良いのではという提案がありました</p>

<p>前田委員 議長 久米委員 議長</p>	<p>が、皆さんはどのようにお考えでしょうか。何か意見等がある方はお願いします。</p> <p>(質問等無し)</p> <p>意見等が無いようですので、非農地証明申請の現地調査については地区担当委員の方にも参加していただき、常に委員3名以上の体制で行うことにすることとします。</p> <p>その他に何か質問等はありませんか。</p> <p>(質問等無し)</p> <p>質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>賛成多数ということですので、原案どおり決定することとします。</p> <p>その他に移りたいと思います。2月15日に行われた農家相談の報告を前田委員にお願いします。</p> <p>(農家相談1件報告)</p> <p>3月1日に行われた農家相談の報告を久米委員にお願いします。</p> <p>(農家相談2件報告)</p> <p>こちらの方からは以上ですが、皆さんの方で何か質問等がありましたらお願いします。</p> <p>無いようですので、以上を持ちまして令和3年度 第12回琴浦町農業委員会総会を終了します。</p>
------------------------------------	--